

エステティックサロン認証基準運用規程の改定第 4.5 版（2018.4.1 改定）の改訂店の説明

1、3 回目の更新審査より審査内容が大幅に軽減されます。

従来は、事業者審査において書類審査と現地審査、サロン審査では更新対象サロンの 10% に対して現地審査を実施しておりましたが、3 回目の更新審査から事業者審査における書類審査とサロンでの現地審査は実施しないことになりました。

但し、事業者に対する現地審査は更新審査 3 回目以降も実施いたします。また、サーベイランス審査も従前とおりに実施となります。

2、美容ライト脱毛技術者資格の変更

従来、美容ライト脱毛を実施する技術者については、一般社団法人日本エステティック振興協議会（以下協議会）が認定する「認定美容ライト脱毛エステティシャン」としておりました。（2018 年 4 月 1 日以降正式実施）

しかしながら、「認定美容ライト脱毛エステティシャン」資格を取得するにあたり必要なエステティシャン資格を取得する条件を脱毛専門サロン内で施術を行う技術者においては実務経験の要件を満たすことが困難であるとの意見があり、協議会にて検討いただきました。

その結果協議会にて、一般財団法人日本エステティック試験センターの実施する「エステティシャンセンター試験」の筆記試験に合格することを条件とする「認定美容ライト脱毛主任技術者」資格を新たに創設いたしました。当機構としてはそれを認め、別紙 5 を改定し美容ライト脱毛を施術可能な資格として「美容ライト脱毛主任技術者」を加えました。なお、「認定美容ライト脱毛エステティシャン」資格は引き続き美容ライト脱毛の施術資格として継続されます。

また、新資格の追加に伴い、別紙 5 の注) 3 に記載がある期限を延長し、2020 年 3 月 31 日までとします。

以上